（法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第二条の規定による改正後の法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十一号）附則第七条第七項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の償却限度額の計算について適用する。

（法人税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十一条　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項、第三項及び第五項中「第四十八条の三」を「第四十八条の三第一項」に改める。

（法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十二条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項中「係る新令」を「係る法人税法施行令」に、「第四十八条の三」を「第四十八条の三第一項」に改める。

第十三条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第九項中「新法人税法施行令第六十二条」を「法人税法施行令第六十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第十二条第三項中「新法人税法施行令第六十五条」を「法人税法施行令第六十五条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

地方法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十五号

地方法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第四項及び第二十九条第四項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に改め、同条第五項第一号中「同条第十八項」を「同法第四十二条の四の二第二項」に、「第十七条の四の二第一項」を「第十七条の五第一項」に改める。

第十六条第二項第一号中「決定」を「命令」に改め、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第二十九条第四項の適用法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項又は第二十九条の規定により同法第三条第一項に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（前号に掲げるものを除く。）。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十六条第二項の改正規定は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

消費税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十六号

消費税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第百条並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第八号の六及び第十六号、第四条第三項第一号、第七条第一項第五号、第十五条第十五項、第十五条の三第四項、第六項、第十二項及び第十七項、第三十条第六項及び第七項、第三十七条第一項第一号、第四十条第六項、第五十七条の七第四項、第九項、第十項第一号、第十一項及び第十二項、第五十九条の二第一項並びに別表第二第二号及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「適格請求書発行事業者」の下に「（特定少額資産販売事業者」を、「電気通信利用役務の提供」の下に「（特定少額資産の譲渡」を、「適格請求書発行事業者」の下に「、特定少額資産販売事業者」を、「、電気通信利用役務の提供」の下に「、特定少額資産の譲渡」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

五　確定申告書の提出期限　申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。以下この号において同じ。）の提出期限（同項の規定による申告の義務がない場合にあつては、当該申告の義務があるとした場合の申告書の提出期限）をいう。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三を第二条の四とし、第二条の二の次に次の一条を加える。

（通信販売の方法）

第二条の三　法第二条第一項第八号の六に規定する政令で定める方法は、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第五十九条第一項第六号（輸入申告の手続）に規定する通信販売の方法とする。

第五条第八号ロ中「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」を「貯留権（二酸化炭素の貯留事業に関する法律」に、「試掘権」を「試掘権を含む。」」に改める。

第六条第一項第四号中「、」を「、貯留権、」に、「又は樹木採取権　鉱業権」を「、漁業権若しくは入漁権又は樹木採取権　鉱業権」に改め、「採石場」の下に「、貯留権に係る貯留区域」を、「試掘区域」の下に「、漁業権若しくは入漁権に係る漁場」を加え、同項第八号中「営業権又は漁業権若しくは入漁権　これらの権利」を「営業権　営業権」に改める。

第九条第一項第一号中「第四号及び第四項並びに第十一条」を「以下第十一条まで」に改め、「該当するものを除く。）」の下に「並びに暗号資産（金融商品取引法第二条第四十九項に規定する暗号資産をいう。次条第三項第十一号において同じ。）」を加え、同条第四項中「、資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産」を削る。